

ロボカップジュニアジャパン埼玉ブロック運営委員会 会則

第1章

総則

(名称)

第1条 本会は、ロボカップジュニアジャパン埼玉ブロック運営委員会と称する。

第2章 目的および活動

(目的)

第2条 本会の目的は、公平公正であり教育的観点を大切にしたロボカップジュニアジャパン埼玉ブロック大会、埼玉ノード大会の運営、ロボカップジュニアの活動を通じて「ものづくりを中心とした科学技術教育」と「チームによるプロジェクト学習」の実践と普及を図るものとする。

(活動)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、埼玉県内において以下の活動を行う。

- (1) ロボカップジュニアジャパン埼玉ブロック大会の運営
- (2) ロボカップジュニアジャパン埼玉ノード大会の運営
- (3) ロボカップジュニア関連情報の提供
- (4) ロボカップジュニアの審判の育成、指導
- (5) ロボカップジュニアおよび科学教育の指導者育成
- (6) ロボカップジュニアおよび科学教育の講習会運営
- (7) ロボカップジュニアおよび科学教育の教育コンテンツ開発、提供
- (8) ロボカップジュニアおよび科学教育の教材開発、提供

第3章 組織および運営

(組織)

第4条 本会は、執行部で構成される。

1. 執行部は、本会の運営に関する最高意思決定機関とし、役員で構成される。

(役員)

第5条 本会には、ブロック長1名、副ブロック長1名、会計担当1名、広報担当1名、事務担当1名をおく。

2. ブロック長は、本会のすべての活動を統括し、対外的に本会を代表する。
3. 副ブロック長は、委員長の補佐、代行を行う。
4. 会計担当は、本会の出納、会計管理を行う。
5. 広報担当は、本会に係る情報の収集、発信、管理を行う。
6. 事務担当は、会計と広報を除く事務一般を行う。

(役員を選出と任期)

第 6 条 役員は、年度総会において正会員の中から選出される。

第 7 条 役員の任期は 1 年とし、総会終了翌日より次年度総会終了日までとする。但し、再選は妨げない。

(運営)

第 8 条 総会は年一回開催し、開催地、会場、期日、運営に関しては、委員長一任とする。

第 9 条 例会は年数回開催し、その運営は委員長に一任する。

第 10 条 執行部役員、ブロック代表者、会員相互の連絡は電子メールを基本とする。

第 11 条 執行部は、本会の目的ならびに会員への情報提供、情報交換のためにホームページ、ブログ等を開設運営する。

第 4 章 会計

(会計)

第 12 条 本会の運営に関わる経費は、会費その他の収入をもって支弁する。

第 13 条 会計担当は、年一回会計報告をし、総会の承認を得なければならない。

第 14 条 本会の会計年度は、毎年、前年 9 月 1 日から本年 8 月 31 日までとする。

第 6 章 会則の変更および雑則

(会則の変更)

第 15 条 本会則を変更する場合は、総会を行い決議する。

(雑則)

第 16 条 本会則に定める以外に本会に必要な事項は、執行部の決定により別途これを定める。

付則 この会則は 2012 年 10 月 1 日から施行する。